

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：平成30年8月3日（金）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（1） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・平成30年度管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・平成29年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・平成30年度管理事業実施計画書（市町村実施分）
- ・平成29年度管理事業実績報告書（市町村実施分）

議事（2） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）平成29年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び平成30年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

資料2 各第二種特定鳥獣管理計画

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員16名を紹介後、後藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（後藤自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、伊澤委員長が挨拶を行った。）

3 挨拶（伊澤委員長）

一言ご挨拶を申し上げます。

7月の降水量や気温に関して、気象庁が異常気象だと発表している事がニュース等で報道されているが、この7月に始まったことではなく、このところ様々な異常な自然現象が続いている。おそらく、同様の事態が生き物の世界にも起こっているという事は間違いないと思う。気仙沼大島にツキノワグマが目撃されたり、牡鹿半島の先端部にカモシカやニホンザルが出没したり、旧小野田町の薬菜山にもニホンジカが出てくるなど、色々な話が伝わっている。動物たちにとっては、それは恐らく生きていく上ではごく当たり前のことだろうと思うが、我々にとってはそれらが予期せぬ現象として写っている。

それに対して我々が今求められているのは、人の持つ英知と将来への想像力ではないかと思っている。

このような観点から、本日は時間的制約があるが、我々にとってごく身近な存在になったというか、なってしまったという方がいいかもしれないが、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の様々な種類の大型・中型哺乳類への対応や対策について、忌憚のない意見をよろしく願います。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の招集と開会を宣言する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員16名中15名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを

説明した。)

事務局：(以降の進行について、伊澤委員長にお願いします。)

4 協議事項

(1) 第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

委員長：第二種特定鳥獣管理事業実施計画については、既に各部会において審議され原案を了承いただいているところだが、その内容を含めて各計画ごとに事務局から報告をいただき、審議に入りたいと思う。まず始めに、イノシシの実施計画について事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

玉手委員：指定管理鳥獣捕獲等事業は、先程の課長挨拶にもあったように大幅に捕獲数を増やすということでもかなり効果を期待しているが、資料1の16ページでは県全域でトータル1,500頭捕獲するとしても、今後どういう形で実施していくのか、そのあたりの考えはどうか。

事務局：指定管理鳥獣捕獲等事業の内容については議事(2)でも改めてご説明するが、1,500頭のうちイノシシが多くいるのは県南なので、白石市から大衡村にかけての県南及び県中央部で1,350頭の計画としている。その他、大崎市、加美町、栗原市及び今回の資料は載っていないが県東部の石巻市、東松島市、女川町と登米市から事業実施要望があり実施区域に加えることとしている。それら県北及び県東部合計で150頭の捕獲を見込んでおり、合計1,500頭という計画としている。

委員長：他に意見等は何かあるか。

八嶋委員：仙南の、一番イノシシのいる白石市だが、今年は大きいイノシシはあまり見かけなかったものの、小さいウリ坊にカボチャ等が全面的に被害を受けている。なので、大きい個体は一生懸命捕獲してもらっているが、小さい個体が増えているような感じに見受けられる。

人と鳥獣の共存方法であるとか、そういうのがあれば一番いいと思っており、共存していくにはどのようにしたら良いのか。こちらでもフェンスや電気柵は設置しているのだが、小さい個体は侵入してくるので、そういうところが問題かなと思っている。

事務局：当県で、第二種特定鳥獣としてイノシシの管理計画を策定しているほか、全国的にイノシシが増え過ぎていることから環境省でも指定管理鳥獣にも指定している。

結論としては個体数管理・生息地管理・被害管理をそれぞれ組み合わせて行っていくしかないということになるのだが、個体数管理に関して言えば、農林水産省と環境省で平成35年度までに全国のイノシシ生息数を半減するという目標を立てている。そのほか、生息地管理と被害管理も組み合わせて人と野生動物の共存を図っていくという計画を立てているので、それに従って、動物と人が共存できる社会を目指して頑張っていきたいと考えている。

委員長：他には何かあるか。

安藤委員：八嶋委員からも話があった白石市のイノシシについて。白石市での平成28年度の有害捕獲数は1,600頭程度であり、平成29年度は2割程度減の1,300頭程度であったが、今年度は6月末までのデータで見ると平成29年度が100頭ぐらいたったのに対して既に200頭ぐらい捕獲されている。

7月に県の事務所であった説明会には私は欠席してしまっただが、農水省事業と、この環境省事業の併用というか、同時に同地区では実施できないという話は承知しているが、実際に1,500頭を捕獲する具体的なスケジュールが決まっているのか、捕獲を委託する部分に関して実際に現地で捕獲する人たちとの認識のギャップがあるような話を聞いているので、具体的にどのように進んでいくのか説明をいただければと思う。

事務局：指定管理鳥獣捕獲等事業については、議事(2)で改めて説明する予定であるが、大まかなスケジュールとしては、本委員会に諮った後、関係各市町に実施計画の協議を行い、計画を策定する。その後委託業務の発注を行うが、現段階では委託業者も決まっていない状況なので、契約締結してから、どこの地区にどういったスケジュールで捕獲を実施するかという計画を作って、事業に携わる人たちに対して当課で従事者証を発行し、事業を進めていくことになる。

その流れの中で、関係市町村には逐次情報提供を行っていく事としたい。

早坂委員：議事(1)9ページのと、個体数管理の実績のところ、捕獲わなによる研修会の開催が記載されているが、ここでいう捕獲わなとは箱わなのことだと思うが一昨年に箱わなの狩猟免許を取得した方に聞いたのだが、箱わなの技術講習をどこでやっているのか分からないと言われたそう。その方は狩猟免許は取得しているが、実際には箱わなを仕掛けるためには他の免許取得者と一緒にやらなくてはならないということで、川崎町で捕獲しているそうだがなかなかイノシシが入らないと話されていた。

せっかく免許を持っているのにそれをきちんと使いこなせないと意味がないと思うので、イノシシが多くいる県南で捕獲講習を開催することができればと思う。箱わなの講習があるのであれば、そういうイノシシが多い地区で講習会を行い、より大勢の人に実践的な技能講習を行う事ができないものなのか、ちょっと疑問に思ったのでお聞きしたい。

事務局：農産環境課では年に1回、イノシシを対象として箱わなの技術研修を行っている。年に1回なので、県南のイノシシが多いところでの開催も検討はしているが、やはりイノシシが北上しているという現状もあり、県北の方々に対して新たにイノシシの箱わなの技術向上ということで開催するというのも重要になる。今年度の開催場所はまだ確定していないが、免許取得者の技術向上のために研修を受けられるよう検討させていただきたい。今年度の研修会の予定が決まり次第、各市町村等に周知させていただくので、よろしく願います。

委員長：こういった研修は1回ではなく、できるだけ回数や地域を増やしていただきたいと思う。

他に何か意見はあるか。

加藤委員：イノシシについては、仙台においても今年度から実施隊を設置して有害捕獲を進めているが、どうしても被害が拡大している状況にある。

そういった中で、資料2-1のイノシシ管理計画の18ページ、それから第12次鳥獣保護管理事業計画にも記載されていたと思うが、イノシシの被害が確認されている鳥獣保護区については、必要に応じてイノシシの捕獲が可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を検討すると記載されている。仙台市では平成28年度から県に対して市内の鳥獣保護区の指定変更について要望させていただ

いており、先日も意見交換の場を設けさせていただいたところ。こういった指定変更に向けて必要な手続き等について確認いただいていると思うが、是非こういった検討を進めていただければ、狩猟期間延長による効果というのも本日の資料に記載されているので、鳥獣保護区の指定変更も併せて両輪でやっていくということを検討してもらわないと、イノシシ被害対策にはなかなか繋がっていかないと考えているので、よろしくお願ひしたい。

委員長：他には何かあるか。

玉手委員：イノシシ部会を担当しているので、手短かに2点ほどコメントしたい。

加藤委員からもイノシシ管理計画の話が出たが、平成29年度から平成33年度までの期間となっている第三期計画では、重点区域と警戒区域という2区域のゾーニング区分を行っている。

ただ、資料1の3ページの見て頂くと、ここ1、2年で急速に状況が変わってきており、平成29年度には利府町や大郷町も主な被害発生地域に入るなど、特に分布拡大地域が1年単位くらいでどんどん変化している。なので、管理計画としては2区域にゾーニングしているが、県では既に柔軟に対応していただいているものと理解している。先程の話にもあった鳥獣保護区の見直しも含めて、状況は結構急速に変わっていくので、どういう区域でこういった対処をしていくのか、様々な場面で柔軟に対応する必要があるというのが一点。

もう一点、安藤委員から話のあった、平成29年度は平成28年度と比較すると減少しており、今年度はまた増えているということについては、他県でも昨年度実績の概要が出てきているが、概ねどの県も捕獲数や被害額が平成29年度は軒並み減少してきた。ただ、これは必ずしも生息数が減少したということではなくて、自然保護課長の挨拶でも触れていたが、山の実りが豊かだと里に降りずに山中に留まっているということがある。部会委員と意見交換していると、これは隔年で増減を繰り返して、長期的には増加しているが単年度で見ると上がったり下がったりしている傾向が見られるので、課長挨拶でもあったように、1年単位の増減で捕獲を中止するというのではなくて数年単位で見っていく必要があり、やはり今年度は昨年度と比較してリバウンドで捕獲数が増加するということを覚悟する必要があると思う。

委員長：他に何もなければ、ニホンジカに移ることとするので、事務局から報告をお願いする。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

土屋委員：資料2-2、第二期宮城県ニホンジカ管理計画の13ページだが、ユニット1の個体数は616頭と推定されている。一方、資料1の35ページでは、ユニット1に相当する気仙沼市の有害捕獲計画頭数が700頭となっており、矛盾するのではないか。シカ部会でも質問させていただいたが、どのように整理するのか。

事務局：第二期ニホンジカ管理計画は平成29年度からの5ヶ年計画ということで、平成28年度に計画を作成しており、計画策定時の推定生息数は平成26年度末でユニット1が616頭としていた。その後もベイズ推定を毎年度行っているが、過去に遡って推定し直すと実際にはもっと多いという結果となっており、例えば計画策定時の平成26年度末の県内推定生息数は7,906頭だったが、最新の推定では平成26年度末の推定生息数が10,620頭とされている。

ただ、今までのベイズ推定は県内全体での生息数推定しか行ってこなかったため、今年度の推定で

は平成29年度末の個体数が推定されるが、それをユニットごとに算出する事が可能かどうか検討しているところ。

土屋委員：昨日送付されてきた県の報告書を拝見したが、ユニット1については平成27年度が600頭、平成28年度が1,200頭、平成29年度が2,400頭となっているので、そろそろこのあたりのデータを変えた方が良いのではと思う。

委員長：事務局には検討をお願いします。他に何かあるか。

玉手委員：今の話に関してだが、管理計画上でのユニットごとの推定値は糞塊法に基づく一般化線形モデルで算出しており、ベイズ推定とはまったく違った考え方の推定なので、桁が違ってないだけでもまだいいと思われる。

もう一点、シカの場合には他県で一番問題になっているのが林業被害であり、特に希少植物の生息地に侵入してくるという事が非常に大きな問題になっている。気になっているのが今後どのように分布が拡大するかということで、特にシカの場合は長距離分散をして分布が拡大していく。資料1の24ページにも、県南の奥羽山系に近い箇所飛び地のように1頭という数字が出てくるが、これはおそらくオスジカだと思うがメスジカもある程度出てくると奥羽山系での対策を考えなければならぬ。それはもう少し先の話だとは思うが、そういう点で、各捕獲データの性別や年齢、そういったものを精査していくと将来予測もできるのではと思われる。

委員長：宮城県でも奥羽山系の方に侵出すると様々な天然記念物、重要な植物があるので、そのあたりは事務局の検討をよろしくをお願いします。

他には何かあるか。では、ニホンジカの質疑はこれで終了する。

続いてニホンザルに移るが、今までの2鳥獣は増えすぎた個体数をどう減らすかという話であったら、この後のニホンザルとツキノワグマはちょっと視点が変わってくる。

では、事務局から報告をお願いします。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

八嶋委員：平成29年度実績と平成30年度計画の中に、仙台市、白石市、七ヶ宿町や丸森町が入っているものの、白石市が入ってないようだが、どういう理由か。国道4号線から西側にはサルの群れが多数存在すると聞いているが、この資料には白石市が入っていないようだ。地図には入っているが、この計画の中には白石市が入っていないので、なぜ入っていないのかを説明願う。

事務局：入っていないというのは、議事(1)―ハの10ページ「4 その他」の部分のことを指しているか。

八嶋委員：今説明して頂いた部分、議事(1)―ハの8ページと9ページの実績にも白石市が入っていないが。

事務局：議事(1)―ハ4(1)でニホンザルを対象鳥獣とする5市町について計画更新を支援したという欄に白石市が入っていない件についてだが、市町村鳥獣被害防止計画というのが3年計画で作成するこ

ととなっており、白石市は平成29年度から平成31年度が計画期間となっている。

本表に掲載されている5市町は、平成29年度中に新たにニホンザルを対象鳥獣として計画更新した市町であり、白石市についてはニホンザルは対象鳥獣として含まれているものの、平成29年度中の計画更新がなかったことから、この欄では掲載されていない。

安藤委員：ニホンザルについては、白石市では南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会で捕獲を計画している。鳥獣被害防止総合対策交付金には手を上げていなかったが、協議会の方で調査等を進めていきたいと考えている

土屋委員：要点をかいつまんで、もう一度説明願う。

事務局：県で実施している事業や農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金のほかに、サルの群れの遊動域が福島県や山形県にもまたがっているため、隣接している3県の市町で南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会という組織を作っており、その協議会で広域的な対策を実施しているもの。

委員長：他に何かあるか。

早坂委員：議事（1）一ハの8ページに平成29年度農業被害額が掲載されており、平成28年度比100万円減、管理計画上の目標でもある過去3年間の平均被害額も下回ったという説明があったが、これは耕作放棄や農地放棄をした結果として減少したということではなく、実際に被害額が減っているのか。それとも、耕作放棄等によって生産額が無くなったために被害額にも算定されず、そのために金額が減少したということではないのか。

事務局：平成29年度の528万円という被害金額だが、これは毎年行われている農水省の被害状況調査に基づくもので、この金額は農作物を販売する農家の被害ということで集計している。よって、新たな耕作を放棄した農地や自家栽培・自家消費に関する被害というのは集計されず、あくまで市場に出回っている農作物に係る被害金額となる。

早坂委員：そうすると、もうニホンザルの被害がひどすぎて耕作を続けられない農家、本当は意欲があるにも関わらず放棄せざるを得ないという農家の方々については、ここには現れてこないという理解でよいか。

事務局：ニホンザル部会の際にも、被害金額という数字に出てこない被害も出ており、その点について調査がされていないというご指摘をいただいていた。

現在は国の調査の関係で耕作放棄地等については把握していないが、今回このようなご指摘をいただいたので、何らかの形で調査できるような体制を作れるか検討したい。

委員長：この問題は、ニホンザルに限らずイノシシやニホンジカなど様々な鳥獣が絡んでくるので、数量化等はかなり難しいかと思うが、検討をお願いします。

では、他になければツキノワグマについて報告をお願いします。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

早坂委員：資料1の55ページ以降にある人身被害位置図や有害捕獲地図を見てみると、気仙沼市で飛び地のよう有害捕獲されている。最近の様々なニュースでも、これまで生息していないとされていた離島である気仙沼大島でも多数の目撃情報があるということで、これはおそらく泳いで渡ったと思われる。

有害捕獲個体の遺伝子解析をしているかどうか不明だが、気仙沼は飛び地になっているので、おそらく岩手県側から移動してきたものではないかと思われるが、隣県との色々な協議であるとか、対策協議会のようなものを設置しているのかどうかについて伺いたい。

事務局：ツキノワグマ単独での隣県との協議会等、定期的な協議の場は現在は設けていない。野生鳥獣全般に関しては年に一度、東北地方のブロック会議を開催しており、各県様々な事情を抱えているところではあるが、その中でもツキノワグマの人身被害等は共通の悩みの種となっており必ず話題に上るところなので、そういった場を通じて情報共有を図っている。

玉手委員：一昨日、栗原市で現場を担当している方から話を聞いたのだが、岩手県から来ているイノシシもいるという話を聞いている。

また、気仙沼のクマについてだが、これは北上山地系のクマだという事はわかっている。岩手県のクマは奥羽山系と北上山系の2つに分かれており、それらは全部宮城県と繋がっている。早坂委員からの指摘のように情報交換は必要だが、そういった知見は岩手県では試験研究機関の岩手県環境保険研究センターで把握している。シカとクマについては、そこで独自に調査を行っているので、そういう試験研究機関レベルで情報交換してもらった方が一番良いのではと思う。

委員長：委員からの意見を踏まえて、事務局で検討をお願いします。
他に何かあるか。

加藤委員：議事（1）一ニの4ページ、平成30年度実施計画の中でホットスポットの分析・図示を行うとされているが、どういったファクターを考えているか。例えばクマの誘引物質になるような自然植生であるとか、農作物がある人里に降りて来るであるとか、自然に由来するものと人間活動に関係するもの、さらには地形的な要因であるとか、かなり複雑なファクターがあるのではと思うが、どのような形でホットスポットを分析するのか簡単に説明いただくと、我々としても参考にしてみたい。

また一方では、ホットスポットの対外的な公表の方法というか、突然ここがホットスポットだと言われてしまうと、その地域の人たちとのフリクションももしかしたらあるかもしれないので、そのあたりをどのように考えているか伺いたい。

事務局：まず1点目の質問について。どういったファクターでホットスポット解析していくかということについては、まだ設計段階ではあるが、一つ加えようと思っている要素としては、集落等の人口密度とクマの目撃情報を組み合わせて、出没も多くて人口密度も高い箇所をホットスポットとして関連づけることで、人間とクマの遭遇確率が高いという位置づけを考えている。また、誘引物については、農作物が多い場所がホットスポットになり得るところも考えられるので、県で行っている有害捕獲許可の情報を利用して、許可が下りた箇所というのはクマが誘引されてきた箇所でもあるので、そういった土地情報の収集も行って誘引物の解析も行っていきたくて考えている

2点目については、県民の方々からも色々な反応があると思うが、公開の方法や説明の仕方になってくると考えられる。例えば、県がいきなり県民の方に公開するのではなく、まずは一度市町村に対して情報提供ということで成果物を公開し、ワンクッション置く形で市町村の方から公開の仕方を考えてもらうということもある。また、分析した結果というのは絶対的なものではないので、その点に

ついて留意願うというような説明を一つ加えるだけでも、県民の方々が驚くというような反応は軽減できるのではないかと考えている。

玉手委員：ホットスポットの図化はあまり役に立たないと思う。というのは、他県でそれを行ったらほぼ全域がホットスポットになった事例がある。

要するに何のためにやるかということになるが、農作物被害への対策なのか人身被害の対策なのか、今回はおそらく人身被害の方だと思うが、危険な箇所というのは3種類ある。

一つは山菜採りの様に、クマがいるところに自分から行ってしまう場合。これは明らかに襲われる危険があるので、ホットスポットといっても特殊な事情があるところを除いては、山に入るのであればクマはどこにでもいると思ってもらった方がいい。

二つ目はデントコーン畑やスイカ畑など、山の近くにクマが好きな農作物があると、朝方にクマが山に帰るときにこちらが畑に行き、出会い頭に遭遇するというパターン。これは普通の集落の中での耕作地で起きる人身被害になる。

三つ目についてだが、宮城県ではほぼないが、他県ではいきなり集落の中に出る場合がある。確かに山は近くにあるが、農耕地ではなく蕎麦屋に出たとか工場に出たという話は他県では結構ある。仙台市でも御霊屋下に出た事があるが、そこも街中なので、人身被害を防止するときは二つ目と三つ目の被害をどうやって防止するかということになる。一つ目については、これは行く人に気をつけてもらうしかない。

二つ目に関しては、事務局の説明のような形でのホットスポットはできると思う。どこに食べに来るのか、どこの牧草を食べているか、どの牧場に出没するのかというのは分かっているのだから、前歴があったところは警戒区域にする。

三つ目については、おそらく川沿いに来ているというのは分かっているが、ただこれは県内どこでも川はあるので、予測できない。三つ目の点については、特に私が心配しているのは、イノシシもそうだが通学する子供たちの人身被害。なので、特に通学路沿いにクルミの木があるとか、農作物の残渣が捨ててあるとか、そういう箇所を市町村単位でこまめに見回って把握していくというのが現在できる対策になるかと思う。

なので、ホットスポットにしても大きな縮尺で作成してもあまり意味はないので、ピンポイントでどういう被害に対しての図面かというのを絞れば、非常に効果的ではないかと思う。

八嶋委員：玉手委員から牧場のエサの話が出てきたが、白石市は蔵王山麓に牧場や養豚の生産者が数多くおり、数日前にも牛を飼っている方に会って話を聞いた。その方は家族経営なので人手が少ないため、機械で決まった時間に自動的に給餌しているそうなのだが、それをクマが覚えてしまっているとのこと。給餌機に登って、ツメでエサの入っている袋を破って食べている状態だということを聞いたので、農業被害として出ているのかどうか分からないが、そういう被害もぜひ調べていただきたい。

委員長：最近是人里近くで生まれたクマや、世代交代が進んで、そういうことをあまり恐れない。これはかつてニホンザルでも散々言われてきたことだが、そういうことに対する対処であるとか、委員からの意見にあったようなタイプに対する具体的な対策も必要になってくる。川沿いにクマが出てくるという話についても、崖が連続していると人目につかず一気に進んでくる。広瀬川でも崖があるのでクマが来られる。

また、玉手委員から話のあった山菜採り等で入山する方の対策だが、これについてもクマ鈴に対する考え方を改めていただきたいと思っている。猟友会の方や山菜採りの方といっしょに山に行っても心配が感じられないし、それ以上にあの鈴音にクマが慣れてしまっていて、逆に事故に繋がる可能性がある。サルについても、森林伐採で重機が入ると1～2週間は離れていくが、機械音にはすぐ慣れてしま

う。

それから、クマスプレーも扱いが難しく、私は持っていくなと言っている。現場で遭遇したら1～2mの距離まで近づかないとクマには当たらないが、その時にスプレーを発射する人間が風上にいるか風下にいるか判断できるか。私は無茶だと思う。

今は小学校等でも色々な環境教育を行っているので、メダカを採るだけではなくて、そういう野生動物にしっかり対処するような環境教育もあっていいだろうし、もうちょっと広い範囲でクマ対策を考えていければと思っている。

他には何かあるか。

木村委員：林業関係でのお願いということになるが、クマによる樹皮剥ぎ被害については面的ではなくて点在して被害が発生しているので把握がされにくく、所有者自身が確認できていない場合もあるが、山の管理をしている所有者の方からは何とかして欲しいという意見が出てきている。クマ剥ぎ被害対策については情報提供等をしているところではあるが、もうそういう被害対策ではなく、直接クマを駆除したいという意見が昨年度の所有者の方々との会議の中でも意見として出た。ただ、保護と管理という部分があるので、なかなかそういった形では難しいということの説明して理解もしてはいるが、気持ちとしてはそのぐらいであるということ。当方も林業事業体として情報提供や補助事業の説明は行っていきたいと考えているが、林業被害についても、もう少し対策をしていただければという思いである。

もう一点、平成30年度の実施計画に緩衝帯設置の推進という対策があるが、所有者自身が緩衝帯の刈払い等を行うとなると、今はその所有形態が不明な場所があったり、所有者が自身の山の範囲をしっかり把握できていないという問題があって、そうなってくると面的な緩衝帯の設置というのがなかなか難しいところだと思う。これについては、被害の多い場所や出没が多い地域について、行政の方で緩衝帯を設置して管理を行っていくというような考えがあるのかどうかお聞きしたい。

事務局：本日は林業担当課が同席していないので自然保護課で把握している範囲でお答えする形になるが、まず補助事業については木村委員もご存知のとおり、クマ剥ぎに対する補助というのは幾つかある。ただ、現在は定額補助というのがないので、どうしても森林所有者の手出しが出てしまうという点で補助事業の活用を躊躇されている部分があるのかなと思うが、県としても国庫補助事業を活用している以上、なかなか100%定額補助はないという現状についてはご理解いただきたい。

また、被害の確認方法についてだが、農業被害と同様に、林野庁で森林被害の調査方法というのを定めている。例えば面積については目測や実測で把握し、被害率も目測や実測するという方法になるが、こういった被害はどうしても森林所有者や森林組合からの情報に頼っている部分がある。なるべく正確な情報把握ができればとは思っているが、一応方法は決まっていることから、あの場所で被害があるらしいというような推測だけでは被害量は算出できないので、やはり目測でもいいので被害調査にご協力いただければと思う。

緩衝帯の設置についてだが、当方でも詳細は把握していないが、今後国の森林環境税がはじまり、所有者が管理できない森林については市町村に管理を委託し、市町村が所有者に代わって管理していく制度が今後動いていくと聞いている。その中で野生鳥獣被害対策のための刈払いや間伐がどこまで実施できるのか不明ではあるが、そういった新しい制度を活用しながら管理不明の土地や所有者で管理しきれない土地の対策もできるのかどうか、今後も検討させていただきたいと考えている。

委員長：クマ剥ぎも非常に深刻な問題なので、対処をお願いできればと思う。

早坂委員：今の件に関連して聞きたい事が一点。

議事（1）－二の4ページ、3（2）で針葉樹人工林の針広混交林化を促すという記載がある。要

するに雑木林で結果するものを植えるという話かなと理解したのだが、今、遺産相続などでそこに住んでいない方が土地を売却してソーラーパネルを設置するというのがあちこちで見られており、山の方に行くと広大な土地がソーラーパネルで覆われている。そうすると、その場所は雑木林にならないので、結果するものがどんどん減っていくという形になると思う。

大規模開発の場合は県に申請してそれを許認可するシステムがあるが、小面積の土地については所有者の活用の範囲に委ねられていると聞いている。それがあちこちにあってパッチワーク状に拡大していった場合、クマの餌資源がどんどん減って、もっと民家の方に降りてくるということも考えられるので、やはり小面積であってもソーラーパネルで覆ってしまった場合は森林でも草地でも農耕地でもなくなるので、そういうものに対する把握や集計の仕方も考えていただければと思う。

委員長：簡単に答えは出ないと思うが、今この場で回答できる部分があればお願いします。

事務局：1ha以上の開発については林地開発許可制度に基づいて行うことになるが、1ha未満の場合については、伐採届という制度がある。これは市町村に届出を提出することになっており、林地を転用する場合においても目的等を備考欄に記載することになっていたと思うので、そのあたりで太陽光発電のために林地を転用するといった様な情報は把握できる。そういった制度等の実績から集計は可能かと思うので、今後検討させていただければと思う。

委員長：これも重要な点と思うので、一度図面に落とし込むなりして、資料をツキノワグマ部会で示していただければと思う。

他に何かあるか。

大場委員：議事（1）一ニの4ページ、2の個体数調整の表現について「県が蓄積している出没・捕獲・人身被害等に関する情報の地図化・分析による県内のクマの生息動向の把握に努める」というだけに留まっているが、把握した後どのように個体数の管理をしていくつもりなのかお聞きしたい。

また、先程話のあった森林環境税の関係だが、対象となるのはあくまでも人工林になる。針葉樹の他にも広葉樹人工林もあると思うが、天然林については対象外となるので、そういったところでの下草刈り等の管理はおそらく行われたい。

まずはこの個体数管理について、これを分析してどのようにしていくのか。そろそろ個体数の管理をしていかないと人身被害はなくなっていかないのではないかなと思っている。栗原市については、毎日4～5件の目撃情報が安全安心メールで流れている状況になっている。その中には小中学校の近くで出没するケースもあり、周辺には川もあってそこを渡り歩いているような状態で、いつ遭遇してもおかしくない状況。

そういった中で、例えば有害捕獲等の許可を申請しても、農作物の被害が無いので自主防除という形で、よっぽど危険な状態でなければ捕獲許可が出ないような体制になっていると思うが、そのあたりを今後見直していくようなことは考えているか。

事務局：まず、地図化・分析によって生息動向の把握に努める事が個体数管理とどう結びついていくかという点については、個体数そのものを把握するというのが一番いいのだが、前回の宮城県内での個体数推定が平成26年度に実施されたものになる。現行のツキノワグマ管理計画期間は平成33年度末までなので、計画更新のタイミングで改めて個体数推定を行うことになる。ツキノワグマは繁殖力の弱い生き物なので、ニホンジカやイノシシのように定期的に個体数を推定するというのはなかなか難しい。

そういった中で、生息動向の把握と個体数管理がどう結びつくかというところについては、個体数推計をしないとなると目撃情報や人身被害状況を分析し、暦年で把握することによって、例えば目撃情

報が増加しているところは生息数も増加している可能性があるとか、大雑把ではあるがそういった予測をすることになると考えている。

今後の個体数管理をどのように行っていくかについては、現状では平成26年度に推計した個体数に沿って管理していくことになるが、現在は捕獲等数制限を設けて捕獲自粛を実施するか否かを定めることとしているので、現段階では個体数管理というよりは有害捕獲で被害の減少を行っていただくことになる。

玉手委員：環境省と一緒にヘアトラップとカメラトラップという推定方法を開発しており、大体600万円あれば一箇所できることは分かっているので、あとは予算の問題だけだと思う。ベイズ推定についても、できなくはないと思う。

もう一点、宮城県ではクマの具体的な駆除をどのように行っているか不明だが、他県では春先に予察捕獲を行っており、夏場に被害が出て有害捕獲をするというよりも予防的に捕獲をしている事例もあるので、深刻になってきた場合はそういった対応も考えてもらえればと思う。

委員長：そういった点も含めて検討いただければと思う。

では、議事（1）の質疑はこれで終了とする。

続いて、議事（2）に移りたいと思う。こちらもイノシシ部会及びニホンジカ部会において審議され原案を了承されているが、事務局から報告願う。

- （2） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）平成29年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び平成30年度実施計画書（案）

事務局：（資料に従い説明）

委員長：事務局からの報告に関して何か意見はあるか。

意見は無いようなので、各計画の実施をよろしく願います。

他に委員や事務局から何かあるか。

では、今回の委員会の議事はすべて終了とする。

事務局：伊澤委員長ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画・検討評価委員会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。